

『明星大学研究紀要・教育学部』投稿規程

- 1 『明星大学研究紀要・教育学部』(以下本紀要という)は、年1回、3月に電子フォーマットで発行する。
- 2 本紀要の原稿募集・編集は教育学部紀要編集委員が中心となって行う。
- 3 紀要投稿者は、明星大学教育学部所属の専任教員、すなわち教授・名誉教授・准教授・専任講師・常任常勤教授・常勤准教授・特任教授・特任准教授・助教等とする。ただし、本学部専任教員との共同研究者が、本学部専任教員との連名で投稿することを認める。なお、その他の投稿希望者については、その都度教育学部研究紀要編集委員が検討し、教授会に諮る。
- 4 本紀要に掲載する原稿の種類は、次に掲げるものとする。応募の際、種類を明示する。
 - (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 書評
 - (4) 資料
 - (5) 実践報告
 - (6) その他紀要編集委員が認めたもの
- 5 投稿原稿は学術的・教育的価値のあるものに限る。
- 6 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、すでに口頭発表されたものについては、その旨を明記し、投稿を認める。
- 7 投稿原稿は、紀要編集委員が、原則として2名の隣接領域の専任教員に査読の依頼をし、その結果と査読要領(別紙参照)に基づいて掲載の可否を決定する。
- 8 著作権法に定める使用許可の取得を必要とする資料を使用する場合は、応募者の責任と負担において許可(複製権、送信可能化権、及び公衆送信権)を取得し、査読後の原稿提出の際に、関係文書の写しを紀要編集委員に提出するものとする。
- 9 応募者(著者、共著の場合は全ての著者)は、電子媒体によって著作物(2次的著作物を含む)を公開することを許諾したものとする。また、著作物(2次的著作物を含む)及び著作物に使用する図、表、写真等について、複製権、送信可能化権、公衆送信権を大学に譲渡することを許諾したものとする。ただし、著者は自分の著作物に限り、大学からの許諾を得ることなく自由に複製、送信可能化、公衆送信ができる。
- 10 校正は原則として二校までとし、執筆者が行うものとする。校正は単に誤植の訂正など、必要最低限に止めるように努める。
- 11 投稿原稿の募集は毎年6月に行い、応募者は所定の応募用紙を9月第3金曜日までに届け出る。原稿締切日は毎年10月末日(日曜日の場合はその前日)とする。
- 12 本規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。
- 13 本規程は平成22年7月23日より実施する。